

災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要領

平成2年6月7日付2構改D第240号
最終改正 令和6年6月3日付6農振第620号

各 地 方 農 政 局
沖 縄 縄 総 合 事 務 局 長
北 海 道 知 事 } 殿

農林水産省農村振興局長

- 1 災害関連農村生活環境施設復旧事業（以下「本事業」という。）の実施に関しては、災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成2年6月7日付け2構改D第239号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによるものとする。
- 2 要綱第2第2項の「農村振興局長が別に定めるもの」とは、別表のとおりとする。
- 3 要綱第3第1項の「これと関連して」とは、本事業を同項に規定する「災害復旧事業」と同一地域内で実施することをいう。
- 4 要綱第4第1項第2号の「本事業に係る工事費が200万円以上」とは2の各号に掲げる施設毎とする。ただし、2以上の施設にわたる工事で当該工事を分離して施行することが不可能な場合はこれを一の本事業とみなす。なお、当該工事を施行する者が2以上あるものについては、この限りでない。
- 5 要綱第5の事業採択申請書及び事業計画概要書は、被害総額を確認後速やかに地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。
- 6 要綱第5の「事業計画概要書」は別紙様式のとおりとする。
- 7 要綱第6の調査については、要綱及びこの実施要領に定めるもののほか、農地農業用施設災害復旧事業査定要領（昭和40年9月10日付け40農地D第1128号農地局長通知）を準用するものとする。

附則（平成23年9月1日23農振第1433号）
改正後の通知は、平成23年4月1日以降発生した災害に関し適用する。

別紙様式（要領6関係）

災害関連農村生活環境施設復旧事業計画概要書

都道府県名	ふりがな 地区名	番号	地区	箇所	災害及び 被災年月日	所在地	事業 主体	採択 年度		
集落排水施設	申請事業費の内訳 (千円)		地区概要		集落排水路		被災状況	被害額	千円	復旧計画
	集水施設 処理施設 導水施設 集落排水路 これらを補完する施設 計		汚水の種類 対象集落数 対象戸数 対象人口 集水面積 処理方式	(戸) (人) (ha)	家庭排水 雨水排水 地域排水 計	(m ³ /s)				
営農飲雑用水施設	申請事業費の内訳 (千円)		地区概要		営農雑用水の内訳		被災状況	被害額	千円	復旧計画
	水源取水施設 貯水施設 導水施設 浄水施設 送水施設 配水施設 これらを補完する施設 計		集落数 総戸数 農家戸数 水源名 給水人口 日最大給水量 家庭飲用水 営農雑用水	(戸) (戸) (人) (m ³ /日) (m ³ /日) (m ³ /日)	かんがい 家畜 防洗 除淨 その他	(m ³ /日)				
農村公園施設	申請事業費の内訳 (千円)		地区概要				被災状況	被害額	千円	復旧計画
	園路及び広場 修景施設 休養施設 便益施設 管理施設 教養施設及び展望台 これらを補完する施設 計		全体面積 利用戸数 利用人口	(m ³) (戸) (人)						
集落防災安全施設	申請事業費の内訳 (千円)		地区概要		関係戸数		被災状況	被害額	千円	復旧計画
	斜面崩壊防止施設 雪害防止施設 風害防止施設 火災防止施設 これらを補完する施設 計		集落数 総戸数 農家戸数	(戸) (戸)		(戸)				
情報基盤施設	申請事業費の内訳 (千円)		地区概要				被災状況	被害額	千円	復旧計画
	地域情報センター 集中制御装置 地域情報収集提供施設 これらを補完する施設 計		利用戸数	(戸)						

注) 当該施設を造成した年度及び事業名を「被災状況」欄に必ず記入すること

別表

災害関連農村生活環境施設復旧事業対象施設

集落排水施設	集水施設 処理施設 導水施設 集落排水路 これらを補完する施設	公共污水ます、管路、マンホール、中継ポンプ施設等 汚水処理に要する機械装置、電気設備、建造物等 管路、マンホール、中継ポンプ施設等 側溝、排水溝等 施設の保護、管理のための階段、土盛、照明設備等
営農飲雑用水施設	水源取水施設 貯水施設 導水施設 浄水施設 送水施設 配水施設 これらを補完する施設	揚水機場、取水堰、井戸等 貯水槽、貯水池等 導水管、ポンプ等 着水井、沈殿池、ろ過池、浄水池等 送水管、ポンプ等 配水池、配水タンク、ポンプ、配水管等 施設の保護、管理のための階段、土盛、照明設備等
農村公園施設	園路及び広場修景施設 休養施設 便益施設 管理施設 教養施設及び展望台 これらを補完する施設	花壇、日陰だな、噴水、水流、池、つき山、柵（木竹製類を除く）等 休憩所、ベンチ（固定式）、野外卓（固定式）等 駐車場、便所、水飲場、手洗場等 照明施設、ゴミ処理場、水道、護岸、擁壁等 野外劇場、野外音楽堂、展望台 施設の保護、管理のための階段、照明設備等
集落防災安全施設	斜面崩壊防止施設 雪害防止施設 風害防止施設 火災防止施設 これらを補完する施設	擁壁、防護柵、排水路、砂防施設等 防雪林、防雪柵（吹きだめ柵、吹き払い柵）、なだれ防護施設、除雪施設、融雪施設等 防風林等 消化栓、防火水槽、防火林等 施設の保護、管理のための階段、土盛、照明設備等
情報基盤施設(農業情報、健康福祉情報、行政情報及び防災情報の提供に係る施設)	地域情報センター 集中制御装置 地域情報収集提供施設 これらを補完する施設	建造物 ヘッドエンド設備、光送受信機等 伝送路、中継増幅器、タップオフ、防災放送装置等 施設の保護、管理のための電源供給器、照明設備等